

医療秘書教育全国協議会規程

平成12年7月7日一部改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は医療秘書教育全国協議会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は医療秘書教育全国協議会の理事長が定める。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の連絡協調を図るとともに、医療秘書関連教育の充実と医療秘書の社会的地位の向上を図り、もって、医療秘書関連教育界並びに社会医療の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 医療秘書関連教育等に関する情報の収集及び交換。
2. 医療秘書関連教育等に関する調査研究。
3. 医療秘書関連教育等に関する講習会、研修会の開催。
4. 医療秘書技能検定試験の実施。
5. その他医療秘書関連教育に関する事項。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次の各号に定めるものとする。

1. 医療秘書関連教育を行う公的認可を受けた学校。
2. 本会の趣旨に賛同し、本会に入会を希望する団体及び個人のうち、本会の理事会において承認されたもの。

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の各号に定める種類とする。

1. 会 員 前条第1号に定めるもの
2. 賛助会員 前条第2号に定めるもの

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 会員である団体の解散
3. 除名

(退 会)

第8条 本会を退会しようとする会員は、書面にその理由を付して、本会の理事長に提出するものとする。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときには、理事長は総会の決議を経て、これを除名することができる。

1. 会費を1年以上滞納し、督促しても納入しないとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、または、本会の目的に反する行為があったとき。

(会員の権利)

第10条 会員総数の3分の1以上の会員が、指摘する事項について監査を直接請求したとき、若しくは、議案を示して総会の開催を直接請求したときは、理事長はこれに応じなければならない。

(会費等)

第11条 会員は、本会の運営に要する費用を分担するため、次の各号に定める会費等を納入しなければならない。

1. 入 会 金 団体会員 50,000円、年会費 30,000円。
2. 賛助会費 団体会員 年間一口 50,000円、個人会員 年間一口 10,000円。

3. 特別会費 総会の決議の基づく特別な事業を行う目的で定められた会費は、その都度納入するものとする。

② 既納の会費等は、原則として返還しない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第12条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 理 事 長 1名
3. 副理事長 2名
4. 理 事 若干名
5. 監 事 2名

(役員の選出)

第13条 本会の役員は、次の各号により選出する。

1. 会 長 理事会において選出し、総会で承認を得なければならない。
2. 理 事 長 理事の互選により選出する。
3. 副理事長 理事の互選により選出する。
4. 理 事 総会において会員の中より選出された者及び検定委員会委員長。
5. 監 事 総会において会員の中より選出する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は次の各号に定める。

1. 会 長 本会の象徴とし、理事会の依頼する渉外業務を行う。
2. 理 事 長 本会を代表し、本会の業務を統括する。
3. 副理事長 理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、若しくは欠けたとき、理事長があらかじめ指名する順序に従ってその職務を代行する。

4. 理 事 本会の業務を分担執行し、理事会の構成員として本会の運営に関与する。

5. 監 事 本会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

役員欠員により就任した際の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員報酬)

第16条 常勤の役員は有給とすることができる。

(顧問並びに常任相談役)

第17条 理事長は、理事会の承認を得て、本会に顧問並びに常任相談役をおくことができる。

顧問並びに常任相談役は、理事長の要請に応じて、本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会 議

(会 議)

第18条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び理事会とする。

(定期総会)

第19条 定期総会は、毎会計年度終了後2カ月以内に理事長が招集して開催する。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員から所定の手続を経て請求されたときに、理事長が招集して開催する。

(総会の招集)

第21条 定期総会及び臨時総会は、理事長が全会員に対し、開催日の10日前までに、総会の日時、場所、議案を明示した文書によって招集する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

(委任状)

第23条 総会に出席できない会員は、総会議長に対して委任状をあらかじめ提出しなければならない。

- ② 総会議長に対して委任状を提出した会員は、総会に出席したものとみなす。
- ③ 総会議長に対して委任状を提出した会員は、総会で決定した事項には従うものとする。

(総会議長)

第24条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長は総会の承認を得て、出席会員の中からこれを選出することができる。

(総会の審議事項)

第25条 総会では次の事項を審議する。

1. 規約の改正
2. 事業報告及び決算の承認
3. 事業計画及び予算の決定
4. その他本会の運営に関する重要な事項

(議 決)

第26条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事は議事録に記録し、議長及び議長の指名する役員2名が、署名押印したうえ、これを保管しなければならない。

(理事会)

第28条 理事会は、理事長及び理事で構成し、必要に応じて随時開催する。

(理事会の審議事項)

第29条 理事会は次の事項を審議決定する。

1. 総会に付議する議案の作成

2. 総会から委任された事項

3. その他業務執行に関する重要な事項

(理事会における規定の準用)

第30条 理事会の招集、議長、定足数、議事録については、総会に関する規定をそれぞれ準用する。

第 5 章 委 員 会

(委員会の設置)

第31条 本会の行う事業を専門的に処理するため、理事長は理事会の議決を経て委員会を設置することができる。

(委員会の構成)

第32条 委員会は、理事長が任命する会員及び学識経験者をもって構成する。

(委員会の業務)

第33条 委員会は、理事会から委任された事業について審議及び執行する。
委員会が決定及び執行する事項は、理事長に書面で報告し、承認を得なければならない。

(委員会の運営)

第34条 委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計 そ の 他

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(会計事務)

第36条 本会の会計事務は、事務局長が処理する。

(決 算)

第37条 本会の収支決算案は、監事の監査を経たうえで、当該年度の定期総会に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局及び事務局長)

第38条 本会の事務をするために、本会に事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員若干名をおく。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て理事長が行う。
4. 職員は有給とする。

(委 任)

第39条 本規程に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

付 則

1. この規程は、昭和63年1月29日から施行する。
2. 昭和63会計年度は、昭和63年1月29日から昭和64年3月31日までとする。
3. 第1期の役員任期は、第15条の規定にかかわらず昭和63年1月29日から昭和65年の定期総会において次の役員が選任されるまでの期間とする。
4. 平成7年5月24日一部改定。
5. 平成12年7月7日一部改定。